

通所介護利用料一覧表（一般）

1.基本利用料（保険給付の一割負担分・食費） 1日あたり

所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

1. 要介護認定区分別	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2.介護サービス基本単位	595	703	814	926	1038
3.サービス利用料金	¥5836	¥6895	¥7984	¥9083	¥10182
4.介護保険から給付される金額	¥5187	¥6128	¥7096	¥8073	¥9050
5.サービス利用に係る自己負担金額(3-4)	¥649	¥767	¥888	¥1010	¥1132

2.※食費 … 一日あたり 700 円

加算利用料（保険給付の一割負担分）

加算項目	単位		利用料金 (円)	適用
入浴介助加算	50	1 日	55	・浴槽を利用して入浴される場合に加算されます
個別機能訓練加算 I	46	1 日	51	<ul style="list-style-type: none"> ・専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を一名以上配置していること ・個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備しその項目の選択に当っては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行なっていること ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行なっていること
個別機能訓練加算 II	56	1 日	61	<ul style="list-style-type: none"> ・専ら機能訓練の職務に従事する理学療法士等を一名以上配置していること ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること ・個別機能訓練計画に基づき利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に実施していること。
若年性認知症利用者受入加算	60	1 日	66	・初老期における認知症の要介護者又は要支援者に対して。・個別の担当者を定めている事
認知症加算	60	1 日	66	<ul style="list-style-type: none"> ・規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員または介護職員を常勤換算方法で 2 以上確保している事 ・前年度又は算定日が属する月の前 3 か月の利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又は M に該当する者の占める割合が 100 分の 20 以上であること

				・サービスを提供する時間を通じて、専ら当該指定通所介護の提供にあたる認知症介護指導者研修等を終了した者を1名以上配置していること
中重度者ケア体制加算	45	1日	49	・規定する看護職員又は介護職員の員数に区分け、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している事 ・前年度又は算定日が属する月の前3か月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上である事 ・サービスを提供する時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置している事
栄養改善加算	150	1回	164	・管理栄養士を一名以上配置 ・低栄養リスクのある利用者に栄養ケア計画を作成し栄養改善サービスを行なった場合
口腔機能向上加算	150	1回	164	・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を一名以上配置 ・口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上サービスを行なった場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)	18	1日	20	・直接介護を提供する職員のうち介護福祉士のしめる割合が50%以上であった場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数 ×59/1000		利用単位数 により	・1ヶ月の基本利用料に各加算を加えた総単位数に5.9%を加算しその一割の額

※端数処理により、金額に差異が生じる場合があります。

その他の日常生活費及び特別なサービスの利用料

項目	
教養娯楽費	個別的に、特別に使用していただいた物品については、実費を請求させていただきます。
Mサイズ紙パンツ	1枚 71円
Lサイズ紙パンツ	1枚 78円
LLサイズ紙パンツ	1枚 85円
紙パッド	1枚 11円

※ オムツ、紙パンツ、トロミ剤など、ご自宅で使用しているものは、サービス利用時にご持参下さい。紙パンツ、パッドの不足分はデイサービスより販売させていただきます。

通所介護利用料一覧表（デイ認知）

1. 基本利用料（保険給付の一割負担分・食費） 1日あたり

所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

1. 要介護認定区分別	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2. 介護サービス基本単位	885	980	1076	1172	1267
3. サービス利用料金	¥9823	¥10878	¥11943	¥13009	¥14063
4. 介護保険から給付される金額	¥8840	¥9790	¥10748	¥11708	¥12656
5. サービス利用に係る 自己負担金額(3-4)	¥983	¥1088	¥1195	¥1301	¥1407

2 ※食費 … 一日あたり 700 円

3 加算利用料（保険給付の一割負担分）

	単位	加算単位	利用料金	適用
入浴介助加算	50	1日	56	・浴槽を利用して入浴される場合に加算されます
個別機能訓練加算	27	1日	30	・運動機能向上計画を作成し、個別的にリハビリテーションを行なった場合
若年性認知症利用者受入加算	60	1日	67	・初老期における認知症の要介護者又は要支援者に対して個別の担当者を定めている事
栄養改善加算	150	1回	167	・管理栄養士を一名以上配置・低栄養リスクのある利用者に栄養ケア計画を作成し栄養改善サービスを行なった場合
口腔機能向上加算	150	1回	167	・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を一名以上配置 ・口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上サービスを行なった場合
サービス提供体制強化加算 I (口)	12	1日	13	・直接介護を提供する職員のうち介護福祉士のしめる割合が 40%以上であった場合
介護職員処遇改善加算 (I)	総単位数 × 104/1000	利用単 位数によ る		・1ヶ月の基本利用料に各加算を加えた総単位数に 10.4%を加算しその一割の額

※ 端数処理により金額に差異が生じる場合があります。

その他の日常生活費及び特別なサービスの利用料

項目	
教養娯楽費	個別的に、特別に使用していただいた物品については、実費を請求させていただきます。

Mサイズ紙パンツ	1枚 71円
Lサイズ紙パンツ	1枚 78円
LLサイズ紙パンツ	1枚 85円
紙パッド	1枚 11円

※ オムツ、紙パンツ、トロミ剤など、ご自宅で使用しているものは、サービス利用時にご持参下さい。紙パンツ、パッドの不足分はデイサービスより販売させていただきます。